**業務委託契約書（案）**

収入

印紙

添付

佐賀県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、令和７年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、令和７年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和８年３月２４日までとする。

（委託料）

第３条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金○○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○円）とする。

（契約保証金）

※契約保証金を免除しない場合

第４条　乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金○○○円を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には利息付けない。

３　甲は、乙が業務委託契約をすべて履行したとき、第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

※契約保証金を免除する場合

第４条　契約保証金は佐賀県財務規則第115条第３項第○号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（委託業務の内容変更）

第６条　甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の変更をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

２　前項において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第８条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（委託業務の調査等）

第９条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

（完了報告書の提出）

第10条　乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了後10日以内又は令和８年３月24日のいずれか早い日までに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

２　甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

３　乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前２項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

４　第２項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（証拠書類）

第11条　乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後５年間保管しなければならない。

２　乙は、甲が前項にかかる書類の閲覧を求めたときは、これに応じなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第12条　乙は、甲から第10条第２項（同条第３項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約内容の不適合責任）

第13条　甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

２　前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第10条の規定による成果物の引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。

３　第１項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第14条　乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

２　甲の責に帰すべき理由により、第12条第２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

　(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

　(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

　(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　　ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第16条　前条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

３　第１項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（損害賠償）

第17条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第18条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　第７条の規定により甲の承認を得た再委託先についても同様とする。

（権利の帰属）

第19条　仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

２　本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

３　甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

４　委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

５　第１項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

６　乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（準拠法及び合意管轄裁判所）

第20条　本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（存続条項）

第21条　第13条、第17条、第18条、第19条及び第20条の規定は、本契約が期間満了又は解除による終了後も有効に存続する。

（個人情報の保護）

第22条　乙は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティの保護）

第23条　乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第24条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議）

第25条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し､甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年　　月　　日

　　甲 佐賀市城内一丁目１番５９号

佐賀県健康福祉部長寿社会課

課長 山口　義徳

乙